

政 令

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和四十三年十月九日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

政令第三百五号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第十条第一項及び第四十二条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項及び第二十七条の五第一項に次の七号を加える。

- 六 鋳鋼製造業
 - 七 鉄鉄鋳物製造業
 - 八 金属工作機械製造業
 - 九 特殊鋼工具製造業（ドリル、タップ又はダイスの製造に係るものに限る。）
 - 十 歯車製造業
 - 十一 油圧機器製造業（油圧ポンプ、油圧モーター、油圧シリンダー又は油圧バルブの製造に係るものに限る。）
 - 十二 軸受製造業（玉軸受又はころ軸受の製造に係るものに限る。）
- 附 則
この政令は、公布の日から施行する。
- 大蔵大臣 水田三喜男
通商産業大臣 椎名悦三郎
内閣総理大臣 佐藤 栄作

府 令

〇総理府令第五十二号

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第十四号）第二条第二項の規定に基づき、内閣及び総理府所管旅費取扱規則の一部を改正する総理府令を次のように定める。

昭和四十三年十月九日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

改正する総理府令

内閣及び総理府所管旅費取扱規則の一部を改正する総理府令（昭和二十七年総理府令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表一の委員等の項中「原子力委員会の非常勤の委員」を「原子力委員会の非常勤の委員、宇宙開発委員会の非常勤の委員」及び「原子力委員会の委員、宇宙開発委員会の委員、宇宙開発委員会の委員、宇宙開発委員会の委員」を「原子力委員会の委員、宇宙開発委員会の委員、宇宙開発委員会の委員、宇宙開発委員会の委員」に改める。

附 則
この府令は、公布の日から施行し、昭和四十三年九月十八日から適用する。

省 令

〇農林省令第六十一号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第六条第二項の規定に基づき、及び第十条第三項の規定を実施するため、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十三年十月九日

農林大臣 西村 直己

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「西館」の下に「青森、宮古」を、「埋立」の下に「小名浜、秋田船川、酒田」を、「清水」の下に「田子の浦」を、「舞鶴」の下に「飯前」を、「広島」の下に「岩田」を、「放出」の下に「新居浜、今治、松山」を、「三角」の下に「佐伯」を加え、同条第二項第一号中「青

森、宮古、秋田船川、及び「新居浜、今治」を削り、「高知」の下に「大分」を加え、同項第二号中「青森、宮古」を削り、同項第三号中「青森」を削り、宮古、小名浜、秋田船川、酒田」を「大船渡、石巻、日立」に改め、「田子の浦」、「飯前、岩田」、「新居浜、今治、松山」及び「佐伯」を削り、「伊万里」の下に「細島」を加える。

第二十四条第一項中「第十二号様式」を「第十二号様式、うんしゅうみかんにあつては第十二号の二様式」に、同項第一号中「及びチヌーリツ」を「及びチヌーリツ及びうんしゅうみかん栽培地検査申請書」に改め、同項に次の一号を加える。

四 うんしゅうみかんについては三月三十一日第二十四条第二項中「別記第十三号様式」の下に「うんしゅうみかんにあつては別記第十三号の二様式」を加える。

第三十条第二項中「合格証明書（第十九号様式）」を「合格証明書（第十九号様式、うんしゅうみかんにあつては第十九号の二様式）」に改める。

第十二号様式の次に次の二様式を加える。

第十二号の二様式

うんしゅうみかん栽培地検査申請書
下記うんしゅうみかんの栽培地検査を申請いたします。

年 月 日

住所 職業 氏 名 印

1 無病地区における栽培地番号別表
……植物防疫所（……支所又は出張所）植物防疫官

栽培地番号	栽培者氏名	栽培地の所在地	栽培面積	栽培本数	輸出見込数	取壊見込時期	備 考
計							

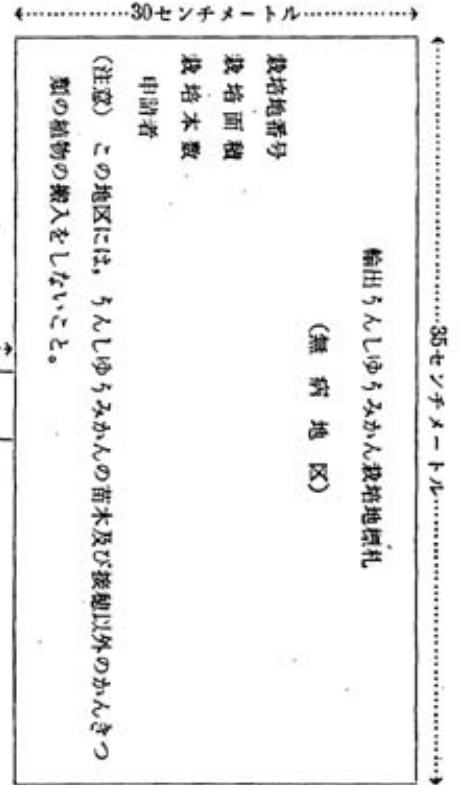
2 被害地区におけるうんしゅうみかんの栽培地番号別表

栽培地番号	栽培者氏名	栽培地の所在地	栽培面積	栽培本数	備 考
計					

(注) 1 無病地区とは、輸出うんしゅうみかんが栽培されている地区をいう。
2 被害地区とは、無病地区の周囲における幅400メートルの帯状の地区をいう。
3 無病地区及び被害地区の詳細な地図を添付すること。
4 備考欄には、うんしゅうみかん以外のかんきつ類の植物の伐採本数及び伐採時期を記入すること。

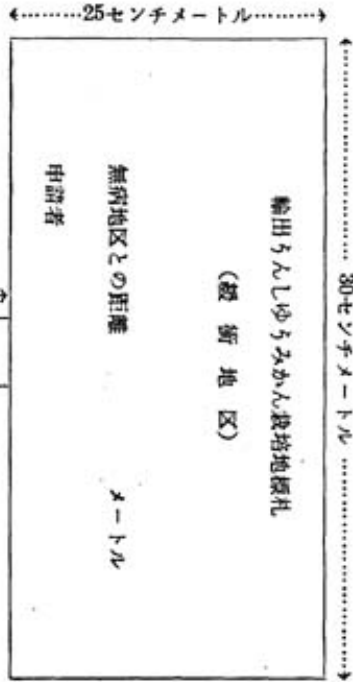
第十三号様式の次に次の二様式を加える。

第十三号の二様式
1 無病地区



備考 標札は、白色の木製又は金属製であること。

2 観新地区



備考 標札は、黄色の木製又は金属製であること。

(注) 1 無病地区とは、輸出うんしゆうみかんが栽培されている地区をいう。

2 観新地区とは、無病地区の周囲における幅400メートルの帯状の地区をいう。

第十九号様式の次に次の二様式を加える。

うんしゆうみかん栽培地検査合格証明書

第 年 月 日 号

住 所 氏 名 殿

.....植物防疫所(.....支所又は出張所) 植物防疫官 氏 名

下記うんしゆうみかんは、植物防疫法第10条第3項の規定による栽培地検査に合格したことを証明する。

1 無病地区

栽培地番号	栽培者氏名	栽培地の所在地	栽培面積	栽培本数	備 考
			ヘクタール	本	
計					

2 観新地区

栽培地番号	栽培者氏名	栽培地の所在地	栽培面積	栽培本数	備 考
			ヘクタール	本	
計					

附 則

この省令は、昭和四十四年一月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、昭和四十三年十月十六日から施行する。



○総理府告示第三十四号

自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第五百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

昭和四十三年十月九日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

区域の名称	制限又は禁止区域	期 間	条 件
東京都新島南方海面	次の各点を順次に結ぶ線により囲まれる区域	昭和四十三年十月十四日から同年十月二十二日までの間	すべての漁船の操業を禁止
東京都新島南方海面	A 点北緯 三四度二〇分〇六秒 東経 一三九度一五分二四秒	昭和四十三年十月十四日から同年十月二十二日までの間	すべての漁船の操業を禁止
東京都新島南方海面	B 点北緯 三四度一四分〇〇秒 東経 一三九度一五分〇〇秒	昭和四十三年十月十四日から同年十月二十二日までの間	すべての漁船の操業を禁止